

平成三年法律第六十六号

商品投資に係る事業の規制に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 商品投資に係る事業の規制
第一節 商品投資に係る事業の規制	第二節 その他の商品投資に係る事業の規制
第一款 許可（第三条・第十二条）	第二款 業務（第十三条・第二十八条の二）
第三款 監督（第二十九条・第三十二条）	第三款 その他の商品投資に係る事業の規制（第三十三条・第三十七条）
附則 第一章 総則	附則 第二章 総則

第一條 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。	2 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方が、相手方から商品投資に係る投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（前項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品先物取引法第二条第三項第一号に規定する取引を除く。）及び前項第二号に規定する取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断））をいう。以下同じ。」の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため商品投資を行つて、商品投資に必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。
第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。	3 この法律において「商品投資顧問業」とは、商品投資顧問契約に基づいて商品投資を行う営業をいう。
第三条 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品（以下「特定商品」という。）又は同条第二項に規定する商品指數（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定商品指數」という。）について、同法第二条第三項に規定する先物取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引を含む。）を行ふこと。	4 この法律において「商品投資顧問業者」とは、次条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。
二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。次号において同じ。）として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定品」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者がこれに対して対価を支払うことを約する取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二	5 この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。
一 当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方がその出資された財産の全部又は一部を商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額（当該出資が損失によつて減少した場合における出資額の残額）の返還（次項第一号において「利益の分配等」という。）を行うこと	6 この法律において「商品投資受益権」とは、この法律による「商品投資契約」に付する権利（同項第三号（イに係る部分に限る。）に掲げるものに限る（イを除く。））を行うこと。
二 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産の全部又は一部を商品投資により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該	7 他に事業を行つているときは、その事業の出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還（次項第一号において「収益の分配等」という。）を行うこと。
四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所	8 その他主務省令で定める事項
五 資本金の額	九 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 商号及び住所	2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。
二 営業所の名称及び所在地	3 第三十一条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けたる同種の許可（当該許可に類する登録その他行政処分を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない会社
三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び住所	4 第三十一条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けたる同種の許可（当該許可に類する登録その他行政処分を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない会社
四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所	5 法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）若しくは信託業法（平成十六年法律第五十四号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から三年を経過しない
会社

四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役

又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある会社
イ 心身の故障のため職務を適正に執行する
ことができない者として主務省令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受け終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなった日から三年を経過しない者

二 前号に規定する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十八条の一、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 商品投資顧問業者が第三十二条第一項の規定により第三条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品投資顧問業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は政令で定める使人であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に役員又は政令で定める使人であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない会社（許可の有効期間）

第七条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から算して六年とする。

（許可の有効期間の更新）
第八条 第三条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る商品投資顧問業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならぬ。

第九条

2

第四条から第六条までの規定は、第三条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、当該許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとす（変更の認可）。

第十一条

2

商品投資顧問業者は、第五条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本金の額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（変更の届出）

1

商品投資顧問業者は、第五条第一項第六号から第四号まで、第七号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその資本金の額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（廃業の届出等）

1

商品投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（合併により消滅したとき）

1

商品投資顧問業者が次に該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（解散により清算したとき）

1

商品投資顧問業者が代表執行役であつた者が解散したときは、その清算人

（許可の有効期間）

1

商品投資顧問業を廃止したとき、商品投資顧問業者であつた会社の代表取締役又は代表執行役

2 商品投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該商品投資顧問業者の第三条の許可是、その効力を失う。（手数料）

第十二条

2

第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納めなければならない。

第二款 業務

1

（標識の掲示等）商品投資顧問業者は、主務省令で定める様式の標識について、営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第十三条

2

商品投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に商品投資顧問業を営ませてはならない。（名義貸しの禁止）

第十四条

2

商品投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に商品投資顧問業を営ませてはならない。（広告等の規制）

第十五条

2

商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業の内容について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、第二十五条に規定する事項を表示しなければならない。（商品投資顧問業者の表示）

第十六条

2

商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して広告をするときは、商品投資顧問契約を締結している顧客から一任されて行った投資の実績その他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。（商品投資顧問契約の締結時の書面の交付）

第十七条

2

商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結したときは、顧客に対し、滞滯なく、主務省令で定めるものについて当該商品投資顧問契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。（商品投資顧問契約の締結前後の書面の交付）

第十八条

2

商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該商品投資顧問契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、商品投資顧問契約の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて当該商品投資顧問契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。（商品投資顧問契約の締結時）

第十九条

2

（商品投資顧問契約の締結時の書面の交付）商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結したときは、顧客に対し、滞滯なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。（投資判断の範囲及び投資の実行に関する事項）

二

1

投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

三

1

報酬の額及び支払の時期

四

1

損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

五

1

前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（報告書の交付）

1

商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めることにより、当該商品投資顧問契約に係る

項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。（不当な勧誘等の禁止）

第十七条

2

商品投資顧問業者又はその代理人、使用者の他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供して、商品投資顧問契約の締結又は更新を勧誘すること。
二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資顧問契約の締結又は更新を勧誘すること。
三 前二号に掲げるもののほか、商品投資顧問業に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの。

当該顧客の資産の現状について説明した報告書を交付しなければならない。(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第二十一条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った商品投資に係る取引のうち当該顧客から任されて投資を行ったものと同一の特定商品、特定商品指数、特定品又は指定品について取引を行った事実の有無。

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別(第二条第一項第一号に規定する先物取引~特定商品に係る商品先物取引法第二条第三項第一号に規定する取引を除く)又は第二条第一項第二号に規定する取引にあっては、主務省令で定める事項。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二条 商品投資顧問業者は、第十八条、第十九条若しくは前条の規定による書面の交付又は第二十条の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術により提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面又は報告書を交付したものとみなす。

(書類の閲覧等)

第二十三条 商品投資顧問業者は、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

第二十四条 商品投資顧問契約を締結している顧客は、当該商品投資顧問契約に係る商品投資顧問業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の場合において、商品投資顧問業者は、その請求が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合において、商品投資顧問業者は、

められる相当の理由があるときを除くほか、その請求を拒むことができない。

一 自己の権利の確保又はその行使に関する調査を目的とするものでないこと。

二 当該商品投資顧問業者の業務の運営を害することを目的としていること。

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止)

第二十五条 商品投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

ただし、商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者である商品投資顧問業者が、その行う商品先物取引業(同法第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。第二十二条の二において同じ。)の顧客を相手方とするときは、この限りでない。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十六条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に關して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(忠実義務)

第二十七条 商品投資顧問業者は、法令の規定及び商品投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に商品投資顧問業を行わなければならぬ。

(禁止行為)

第二十八条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客を相手方として商品投資に係る取引を行うこと。

二 特定の商品等(特定商品、特定商品指数、特定品に係るオプション又は指定品をいう。)に関し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行つた商品投資に基づく価格、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づく商品投資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、又は商品投資に係る事業の公正正直をするものとして主務省令で定める行為

(商品先物取引業を行ふ場合の禁止行為)

第二十八条の二 商品投資顧問業者は、商品先物取引業を行ふ場合においては、商品投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品先物取引業による利益を図るため、その行う商品投資顧問業に関して取引の方針、その取引の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした商品投資を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、又は商品投資に係る事業の公正を害するものとして主務省令で定める行為

(業務に關する帳簿書類)

第二十九条 商品投資顧問業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に關する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行のため必要なと認めるとときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

(業務に關する帳簿書類)

第三十一条 商品投資顧問業者は、主務大臣は、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(業務改善命令)

第三十二条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約の締結等に関する制限

(商品投資契約の締結等に関する制限)

第三十三条 商品投資顧問契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下この項及び第三十五条において「締結等」という。)を業として行う者は、商品投資顧問業者その他これに類する者としての職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 第二号に規定する登録投資法人の資産運用の運営に関する、商品投資に係る事業の公正又は投資者の利益を害する事実があると認めるときは、商品投資に係る事業の公正又は投資者の保護を確保するため必要な限度において、当該商品投資顧問業者に對し、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ

(許可の取消し等)

第三十二条 主務大臣は、商品投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ

一 第六条第一項第一号から第四号まで(同項第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の許可又は第八条の行う商品投資顧問業に關して取引の方針、その取引の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行ふこと。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したこと。

四 商品投資顧問業に關し、不正又は著しくくるべき行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

五 主務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公表しなければならない。

六 第一項の有効期間の更新を受けたとき。

七 第二号に規定する登録投資法人の資産運用の運営に関する、商品投資に係る事業の公正又は投資者の利益を害する事実があると認めるときは、商品投資に係る事業の公正又は投資者の保護を確保するため必要な限度において、当該商品投資顧問業者に對し、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ

(許可の取消し等)

第三十二条 主務大臣は、商品投資顧問業者が次

2 商業の販売又はその代理若しくは媒介(以下この項及び第三十五条において「販売等」という。)を業として行う者は、商品投資顧問業者等に對して商品投資に係る投資判断

を一任する契約に係る商品投資受益権でなければ、その販売等をしてはならない。ただし、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第四十条第二項において同じ。）又は信託業務を兼営する金融機関が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者からの指図を受けないで行う商品投資に係る商品投資受益権並びに投資運用業を行う者が投資信託財産等を商品投資により運用することを内容とする契約に係る商品投資受益権及び投資運用業を行う者の運用財産の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用することを内容とする契約に係る商品投資受益権については、この限りでない。

（財産の分別管理）

第三十四条 商品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者（商品投資契約の締結を業として行う者に限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該財産（運用財産に該当するものを除く。）を、自己の固有財産及び他の商品投資契約に基づいて出資された財産と分別して管理しなければならない。

第三十五条 主務大臣は、商品投資契約の締結を業として行う者が第三十三条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は商品投資受益権の販売等を業として行う者が第三十三条第二項の規定に違反した場合において、商品投資に係る事業の公正又は投資者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該商品投資契約の締結等又は商品投資受益権の販売等を業として行う者（以下この節及び第四十三条において「商品投資販売業者」という。）に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。（業務の停止等）

第三十六条 主務大臣は、商品投資販売業者が第三十三条若しくは第三十四条の規定に違反した場合において商品投資に係る事業の公正若しくは投資者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は商品投資販売業者が前条の規定による指示に従わないときは、当該商品投資販売業者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（準用規定）

第三十七条 第三十条の規定は、商品投資販売業者について準用する。

第三章 雜則

（許可の取消し等に伴う業務の結了）

第三十八条 第十一条第二項の規定により第三条の許可が効力を失ったとき、又は第三十二条第一項の規定により第三条の許可が取り消されたときは、当該許可に係る商品投資顧問業者であつた者又はその一般承継人は、当該商品投資顧問業者が締結した商品投資顧問契約に基づく業務を終了する目的の範囲内においては、なお商品投資顧問業者とみなす。

（外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第三十九条 商品投資顧問業者が外国法人である場合において、当該商品投資顧問業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（商品投資顧問業の規制に関する規定の適用除外）

第四十条 第十六条から第二十二条まで、第六条及び第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、商品投資顧問契約であつて、商品投資顧問業者が当該商品投資顧問契約の締結をする者（第十八条から第二十二条までの規定については、資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。）が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

（前章第一節の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する金融機関並びに投資運用業を行う者（投資信託財産等を商品投資により運用する場合及びその運用財産の運用上生じた余裕金その他のこれに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用する場合に限る。）については、適用しない。）

第四十一条 削除（主務大臣等）

2 第四十二条 前章第一節における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は經濟産業大臣とし、同章第二節における主務大臣は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は經濟産業大臣の発する命令とする。

この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、農林水産大臣又は經濟産業大臣の發する命令とする。

3 内閣総理大臣は、前章第一節の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

4 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの法律による農林水産大臣及び經濟産業大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長（当該金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができることを告げた者。

5 第二十五条の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

6 第二十六条の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理を行つた者

7 第二十八条第一号の規定に違反して、顧客を相手方として商品投資に係る取引を行つた者

8 第三十二条第一項又は第三十六条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

九 第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者は

10 第十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかつた者は

11 第十五条第二項の規定に違反して、著しく規定期に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者は

12 第十八条、第十九条又は第二十一条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は

13 第十五条第一項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者は

14 第十八条、第十九条又は第二十一条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は

15 第二十条の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載のある報告書を交付した者は

16 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は

17 第十三条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者は

18 第九条の規定に違反して、第五条第一項第六号に掲げる事項を変更し、又は資本金の額を減少した者は

19 第十三條第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供しなかつた者は

20 第十三條第二項の規定に違反して、同条第一項の標識を掲示せず、又は公衆の閲覧に供した者は

三 第十六条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

四 第十六条第二項の規定に違反して、不実のことを告げた者

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年二月八日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人にに関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第三百四十四条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)及び次条の規定

一 第三百五十五条、第三百六十六条、第三百二十二条、第三百二十六条第二項及び第三百四十四条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)及び次条の規定

附 則 (平成一一年五月三一日法律第九七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前の定

それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれとの法律の規定に相当の規定があるものとみなす。

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつてしたものとみなす。

第六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年一月二七日法律第一二六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一二年一月五日法律第一三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月五日法律第一三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年五月一二日法律第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年五月一二日法律第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年五月一二日法律第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前の定

項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

第六十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この附則の適用によるものとみなす。

第六十六条 この附則に規定する経過措置は、政令で定めたものとみなす。

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

